

第四次川越市総合計画 後期基本計画（原案）

第 7 章 地域社会・市民生活

第7章 地域社会・市民生活

施策	No.39	地域コミュニティ活動の推進
	目的	地域住民等の互いの交流を促すとともに、コミュニティ意識の形成を図り、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進めていくこと。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、地域コミュニティ意識が希薄化しており、中心的役割を担っている自治会の加入率は低下傾向にあります。また、自治会を担う役員等の年齢層が高くなっています。
- 2・川越市自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民の自治会への加入を促進するとともに、地域行事をはじめとした地域の活動を通じて、地域コミュニティの形成を図っています。
- 3・地域の課題を自らが考え解決に取り組む地域会議*によって、安全安心で住みよい地域づくりが進んでおり、平成31（2019）年3月には、市内12の地域会議が地域づくりの協働パートナーとして認定されています。
- 4・市内では、福祉・保健・医療の分野、社会教育の分野、まちづくりの分野を中心に、多くのNPO法人*がさまざまな活動を行っています。
- 5・市内のNPO法人をはじめとした市民活動団体間のネットワークづくりや個人が市民活動を始めるきっかけづくりに取り組んでいます。

課題

- 1・自治会の加入率の低下に歯止めをかけるための取組が必要です。
- 2・地域コミュニティ意識の希薄化や、活動の担い手の減少に対応した取組が必要です。
- 3・地域コミュニティ活動の活性化と機能の強化に向けた取組が必要です。
- 4・市民に対して、地域コミュニティやその活動に関する情報を提供するしくみづくりが必要です。
- 5・環境美化、防災、防犯、交通安全、核家族化や少子高齢化の進行下における子育てや高齢者福祉等の課題について、地域での取組が必要です。
- 6・地域コミュニティ活動を行う団体間の協力や連携による取組の推進が求められています。

*地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

*NPO法人：市民活動団体やボランティア団体など、一定のテーマを持ち、政府や自治体、企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもと公益的な活動を行う、営利を目的としない団体で、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づく認証を取得した法人。

1 地域コミュニティ意識の形成（地域づくり推進課）

- ①川越市自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民の自治会への加入を促進し、自治会活動やその情報の共有化を通じて、地域コミュニティ意識の形成を図ります。
- ②地域行事をはじめとした地域コミュニティ活動に対する支援を充実し、地域コミュニティ意識の形成を促進します。
- ③さまざまな地域コミュニティ活動が自立のかつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた取組を促進します。
- ④川越市掲示板やインターネット等を活用して、地域コミュニティとその活動に関する情報を提供します。

2 地域会議における地域コミュニティ活動の支援（地域づくり推進課）

- ① 地域会議を構成する団体や企業等の相互連携を促進することにより、地域における円滑なコミュニティ活動を推進します。

3 自治会における地域コミュニティ活動の支援（地域づくり推進課）

- ①川越市自治会連合会と協力して、各自治会における環境美化、防災、防犯、交通安全等の自主的な活動を支援します。
●関連[No.7 地域福祉の推進、No.34 環境活動の推進、No.47 住民自治の推進]
- ②地域コミュニティの拠点となる自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。

4 NPO 法人の活動の支援（地域づくり推進課）

- ①NPO 法人との関係の充実を図るとともに、NPO 法人と自治会やボランティア団体等との連携を促進します。

●関連[No.7 地域福祉の推進]

施策	No.40	平和で思いやりのある社会づくり
	目的	差別や偏見がなく、平和で思いやりがある明るい社会を築くこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・平和に対する意識が高まるように市民参加の取組や平和教育等を実施しています。
- 2・出身地、性別、国籍、病歴等を理由とする差別や偏見が存在します。
- 3・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」および「部落差別の解消の推進に関する法律」等の差別の解消の推進を目的とする法律が施行されています。
- 4・家庭での虐待や暴力、学校でのいじめ、職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント*など、さまざまな人権に関する問題が発生しています。
- 5・近年では、インターネット上でのいじめや中傷、個人情報の悪用等の人権侵害が問題となっています。
- 6・講演会や研修会、冊子の配布等を行い、人権問題に対する啓発を行っています。

課 題

- 1・平和の大切さや尊さを次世代に継承していく取組が必要です。
- 2・人権教育を推進するとともに人権啓発を図ることで、人権感覚を育成し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めていく必要があります。

*ハラスメント:他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく、相手を不当に不快にさせるなど、精神的・身体的な苦痛を与える行為。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 平和意識の高揚（総務課、教育指導課）

- ①「小江戸かわごえ平和都市宣言・2005」の趣旨に基づき、市民参加による各種平和施策の充実を図ります。
- ②市民を対象とした啓発事業や学校での教育活動を通じて、平和に貢献する心の育成を図ります。

2 人権施策の推進（人権推進課、地域教育支援課、教育指導課）

- ①人権に対する意識を高めることや差別意識の解消を目指し、市民や企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。
 - 関連 [No.2 児童福祉の推進、No.5 高齢者福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進、No.16 多文化共生と国際交流・協力の推進]
- ②同和問題をはじめとする人権問題の解決を目指し、組織的かつ計画的に人権を尊重する教育の充実に努めます。
- ③自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、人権教育や啓発の取組として集会所事業*を推進します。

*集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。

施 策	No.41	男女共同参画の推進
	目的	男女が自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力が十分に発揮できるようにすること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・国全体における女性の就業率は上昇傾向にあり、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇しています。また、管理職に占める女性の割合は、諸外国と比べて低い水準となっています。
- 2・平成 30（2018）年に市民を対象に行った「男女共同参画に関する意識調査」では、「全体として、現在の日本」、「社会通念や風潮」および「職場」において、男性優遇を感じていると回答した市民が多くなっています。
- 3・同調査結果では、「地域活動への参加経験」について、参加経験がある女性は約 7 割となっていますが、男性は 6 割に満たない結果となっています。
- 4・DV*の相談に対しては、川越市配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV についての相談や被害者の保護等を行っています。
- 5・ウェスタ川越内の川越市男女共同参画推進施設で、男女共同参画や就労支援等に関する講座や相談業務等を行っています。
- 6・性の多様性については、社会的関心が高まっている一方で、性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すもの）などを理由とした偏見や差別があり、理解が十分に進んでいるとは言えない状況です。

課 題

- 1・配偶者等からのあらゆる暴力を防止するための取組が必要です。
- 2・人権の尊重と、男女共同参画への意識を高める取組が必要です。
- 3・性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。
- 4・性の多様性を尊重し、理解の促進を図るための取組が必要です。
- 5・男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりが必要です。
- 6・男女ともに地域活動等に参画しやすい環境づくりが必要です。

*DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、恋人等の親密な関係にある、またはあった者の間に起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり（男女共同参画課）

- ①啓発活動や相談体制を充実し、DV等の防止を図ります。また、関係機関と連携し、被害者の保護と自立の支援に努めます。
●関連[No.2 児童福祉の推進]
- ②男女共同参画社会の理解、意識改革のための広報・啓発の推進に努めます。
- ③男女共同参画推進施設等において、多様な市民ニーズに即した講座等の企画や運営に努めます。
- ④性の多様性についての理解を促進するとともに、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別をなくすための取組を行います。

2 ワーク・ライフ・バランスの促進（男女共同参画課）

- ①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、普及活動や啓発活動を行います。
●関連[No.1 少子化対策の推進、No.29 就労の支援と労働環境の改善]

3 あらゆる分野への男女共同参画の推進（男女共同参画課）

- ①政策や方針の決定過程における女性の参画推進と人材育成に努めます。
- ②さまざまな地域活動において男女の共同参画を推進するため、地域活動等に参画しやすい環境づくりに努めます。
●関連[No.11 生涯学習活動の推進]

施策	No.42	防災体制の整備
	目的	災害時に市民等と協働した防災体制を整備するとともに、様々な危機事象から市民を保護する危機管理体制の強化を図ること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・甚大な被害の発生が想定される大規模地震等に備え、さまざまな取組を行っています。
- 2・東日本大震災等の多くの災害が発生し、市民一人ひとりの防災に対する意識は、これまで以上に高まっています。
- 3・各種ハザードマップを作成し、市民に周知しています。
- 4・様々な危機事象により、市民の生命や財産が危険にさらされる可能性があります。

課題

- 1・大地震、台風や集中豪雨等の大規模災害が頻発しており、様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務です。
- 2・高齢者や障害のある人等の要配慮者*の中でも、特に自力で避難することが難しい避難行動要支援者*を適切に避難誘導することや、情報伝達手段の拡充が必要です。
- 3・大規模地震等の発生時に、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想され、その対策の強化が必要です。
- 4・災害に対する知識を普及し、防災意識を高めるとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 5・様々な危機事象から市民の生命、身体および財産を保護し、市民生活に及ぼす影響を最小限にするよう、体制の強化や充実を図る必要があります。
- 6・災害時優先業務を迅速かつ適切に実施するため、業務継続計画*を充実させる必要があります。

*要配慮者：高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人等の配慮を要する人。

*避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

*業務継続計画：危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。BCP（Business Continuity Plan）ともいわれる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域防災計画の推進（防災危機管理室）

- ①市民の生命、身体および財産を災害から守るための総合的かつ基本的な計画である「川越市地域防災計画」を随時見直し、全庁的に災害対応力の向上を図ります。

2 災害応急体制の充実（防災危機管理室）

- ①安全に避難するための環境整備や、避難行動要支援者の避難支援体制の充実を図ります。
- ②水害時における浸水想定区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。
- ③災害時や緊急時に市民等への情報伝達を確実にを行うため、情報伝達手段の多様化を推進します。
- ④風水害に対してタイムラインを活用するなど、迅速かつ的確に対応する体制の充実を図るとともに、的確な避難体制の構築を図ります。
- ⑤災害時や緊急時に備えた、食料、飲料水、生活必需品、応急災害対策用資機材の質と量の充実を図ります。
- ⑥災害対応力を向上するための各種訓練を実施するとともに、防災関係機関との連携強化を図ります。
- ⑦民間事業者等との協力体制を強化し、帰宅困難者対策を推進します。

3 防災意識の普及・高揚（防災危機管理室）

- ①共助を担う地域の防災組織の結成を促進するとともに、活動の充実を図ります。
- ②地域での防災訓練や地区防災計画の作成等を支援することや、防災講話等を通じて、市民の自助・共助意識を高める取組を行います。
- ③市民がハザードマップ等により地域の災害リスクを把握し、マイ・タイムラインを作成するなど適切に災害対応できるよう取り組みます。

4 危機管理体制の強化・充実（防災危機管理室）

- ①「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に対応した情報の伝達、市民の避難誘導、武力攻撃事態等に対する応急措置が迅速に実施できるよう、「川越市国民保護計画」に基づく活動体制の強化や充実を図ります。
- ②市民の安全と安心を脅かす事件や事故を未然に防止し、また被害を最小限に抑制できるよう、「川越市危機管理指針」に基づく組織的な危機管理体制の強化や充実を図ります。
- ③各部署における業務継続に関する取組状況等を踏まえ、業務継続計画を随時見直すとともに、計画に則り、各部署において業務執務環境の整備・改善を図ります。

施 策	No.43	消防・救急体制の充実
	目的	市民の生命、財産を守り、安全・安心を実感できるまちづくりを推進すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現を目指し、基本的な政策方針、重要施策、達成目標等を総括した、「川越地区消防組合消防基本計画（平成29年度から令和8年度）」を策定し、消防・救急体制の充実を図っています。
- 2・川越地区消防組合の管轄内では、消防本部並びに4消防署、4分署を設置し、消防や救急対応に従事しています。
- 3・大規模地震等の広域災害発生時は、多数の負傷者が出て消防力だけでは対応が困難となることが想定されます。
- 4・令和元（2019）年の救急出場件数は18,118件で、高齢者の増加等により増加傾向で推移しています。
- 5・川越市消防団は、地域の安全・安心のため、災害救護活動をはじめ、火災予防・応急手当の普及啓発活動等を行っています。
- 6・応急手当やAEDの普及・啓発により、市民の応急手当による救命事例が増加しています。
- 7・令和元（2019）年の火災件数は109件で、一番多い出火原因はたばこであり、他には放火（放火の疑いを含む。）、電気機器等を原因とする出火があります。

課 題

- 1・関係機関等と連携した活動のほか、地域コミュニティにおける防災力の強化を図り、広域災害による被害を最小限に抑える必要があります。
- 2・消防局・川越北消防署庁舎は昭和49（1974）年に建設され、老朽化しているため、防災拠点施設としての耐震性の確保、訓練施設の整備、大規模災害時の消防活動拠点の確立等、十分な機能を備えた新消防庁舎を整備する必要があります。
- 3・老朽化した庁舎等の長寿命化を図るとともに、消防活動拠点としての機能を強化するための改修が必要です。
- 4・救急要請の増加に対応した救急体制を整えるとともに、各医療機関との連携の強化や救急救命士の養成が必要です。
- 5・川越市消防団は、活性化検討委員会を設置し、団員の確保にも取り組んでいますが、団員数は定数を下回っており、活動しやすい環境整備等が必要です。
- 6・市民による救命や、高度な救命処置、スムーズな患者搬送等により、救命率*を高めることが必要です。
- 7・市民の防火意識を高める取組や住宅用火災警報器の未設置世帯への普及等が必要です。

*救命率：心臓と呼吸が停止したのを家族や救急隊員等により確認された傷病者のうち、1か月以上生存した人の割合。

1 初動消防力の強化（消防局総務課、消防局警防課）

- ①消防車両や消防資器材の整備や、耐震性防火水槽の増設を図ります。
- ②大規模地震等の広域災害に備え、関係機関との連携を強化します。
- ③消防団の団員確保および資器材等の整備を図り、組織の強化に努めます。また、市民や事業者等と協力して地域防災力の強化に努めます。

2 救急体制の整備（消防局救急課）

- ①応急手当普及員を養成するとともに、訓練資器材の整備や指導體制の強化を図ります。
- ②救急救命士を継続的に養成するとともに、高度な救命処置を提供するための教育訓練環境を整備し、資質の向上を図ります。
- ③増加する救急需要に対応するため、民間による患者等搬送事業の推進を図ります。
- ④救急搬送を円滑に行うために、各医療機関との連携強化を図ります。

●関連[No.10 保健衛生・医療体制の充実]

3 火災予防対策の推進（消防局予防課）

- ①住宅防火対策に関する広報活動を実施し、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ②住宅用火災警報器の未設置世帯に対する普及推進と、設置済世帯に対する維持管理の促進を図ります。
- ③事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行や危険物安全対策を推進します。

4 消防施設や設備の充実（消防局総務課、消防局指揮統制課、消防局新消防庁舎建設準備室）

- ①大規模災害時も消防活動拠点としての業務が継続可能であり、迅速な初動体制の立ち上げと広域応援に対応した新消防庁舎の建設を推進します。
- ②老朽化した庁舎等の長寿命化を図るとともに、社会情勢の変化に対応し、消防活動拠点としての機能強化を図ります。

●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]

- ③多様化する災害に対応する地域の活動拠点として、老朽化した消防団車庫を計画的に更新します。
- ④消防通信機器の維持管理、更新を図ります。

施策	No.44	防犯対策の推進
	目的	防犯意識の高揚や防犯体制の整備により、市民が安全に安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・本市では地域住民、事業所等による自主防犯活動や児童生徒への防犯意識の啓発等により、個人の防犯意識は高まっていると見られ、刑法犯認知件数*は減少傾向にあります。
- 2・振り込め詐欺等の特殊詐欺は巧妙化しており、被害件数、被害金額ともに県内において上位で推移しています。
- 3・平成26(2014)年に改定した「川越市防犯のまちづくり基本方針」により、防犯のまちづくりを推進しています。
- 4・平成29(2017)年に策定した「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った、防犯カメラの適切かつ効果的な活用および普及促進に努めています。
- 5・犯罪被害者を支援するための施策や関係機関と連携した支援体制の構築が求められています。

課 題

- 1・関係機関や自治会等の団体と連携して、地域におけるつながりをさらに深め、防犯のまちづくりに取り組むことが必要です。
- 2・これまで防犯活動に携わっていたボランティアの高齢化が進んでいることから、持続可能な無理のない防犯活動を継続して行うことが必要です。
- 3・巧妙化する特殊詐欺等の犯罪を防止するため、市民の防犯意識をより高める施策と、時機を逃さずに犯罪情報を伝えることが必要です。
- 4・ガイドラインに沿った防犯カメラの適正な設置および運用を促進することが必要です。
- 5・犯罪被害者の支援の必要性について、市民の理解を深めることが必要です。

*刑法犯認知件数：警察が被害の届出等により犯罪の発生を確認した件数。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 防犯推進体制の整備・充実（防犯・交通安全課）

- ①防犯推進体制の整備や充実を図り、防犯のまちづくりをソフトとハードの両面から総合的かつ効果的に推進します。
- ②県、警察等の関係機関や、川越防犯協会等の関係団体との連携を強化します。
- ③地域主導型の防犯拠点である、旧交番施設等を活用した地域自主防犯ステーションの管理運営の支援に努めます。
- ④暴力を排除するための活動を推進し、市民生活の安全と平穏の確保に努めます。

2 安全な地域コミュニティの推進（防犯・交通安全課）

- ①自治会や商店街を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等による自主防犯活動等への参加を促進し、支援を強化します。

●関連[No.31 商業の振興]

- ②地域の自主防犯活動の中心となる次世代の地域リーダーの育成に努めます。

3 規範意識の高揚と防犯教育の推進（防犯・交通安全課、教育指導課）

- ①児童生徒に対し、防犯意識の啓発や道徳教育の充実を図ります。

●関連[No.12 生きる力を育む教育の推進]

- ②各種講座等を開催し、規範意識や防犯意識の高揚を図ります。
- ③犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまな手段を通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
- ④市民の防犯意識の啓発を図り、個人や家庭で自主的に取り組める防犯対策を促進します。
- ⑤特殊詐欺の対策として、高齢者だけではなくあらゆる世代に対しても啓発を実施して、被害の防止を図ります。

●関連[No.5 高齢者福祉の推進]

4 安全な都市環境の創出（防犯・交通安全課）

- ①道路や公園等において、防犯灯の維持や整備を行うなどにより、安全な都市環境の創出を図ります。
- ②防犯カメラのガイドラインの周知を図り、プライバシーの保護に配慮した安全で安心して暮らせるまちの実現に努めます。

5 犯罪被害者支援の推進（防犯・交通安全課）

- ①犯罪被害者支援のための施策を推進し、市民への周知を図ります。

施策	No.45	交通安全対策の推進
	目的	交通事故の減少と、安全性の高い交通環境をつくること。
施策を取り巻く状況		

現 状

- 1・市内の交通事故発生件数は、年間 9,000 件程度で推移し、人身事故件数については減少傾向にあります。
- 2・人身事故の原因は、脇見運転等と一時不停止によるものが多い傾向にあります。
- 3・市内の交通事故死者数を年齢層別に見ると、65 歳以上の高齢者が高い割合を占めています。
- 4・平成 28（2016）年に策定した「第 10 次川越市交通安全計画」により、交通安全対策を推進しています。
- 5・警察、自治会、交通安全関係団体と連携し、交通安全キャンペーンを各季に実施しています。
- 6・市民、自治会、学校等からの要望を受けて、危険な箇所に路面表示やカーブミラー、注意看板、警戒標識等の設置を行っています。
- 7・他市町村では、園外活動で移動する際に未就学児が被害者となる交通事故が発生しています。
- 8・「埼玉県自転車のある安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成 30（2018）年 4 月から自転車利用者の自転車損害賠償保険への加入が義務化されています。
- 9・放置自転車対策として、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定するとともに、自転車置き方指導員の配置や放置自転車の撤去を行っています。

課 題

- 1・高齢化の進行に伴い、高齢者に交通事故防止の啓発を行う必要があります。
- 2・未就学児の園外活動で用いる経路の安全を確保するため、警察や保育所等と連携のもと、経路の環境整備を行う必要があります。
- 3・児童生徒の交通の安全を確保するため、地域の実情に応じた通学路の安全対策を積極的に行う必要があります。
- 4・自転車損害賠償保険の加入を促進する必要があります。
- 5・老朽化しつつある自転車駐車場の計画的な修繕や建替えを検討する必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 交通安全意識の啓発（防犯・交通安全課）

- ①関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。
- ②関係機関および関係団体と連携した交通安全運動を推進し、市民の交通安全に対する意識の向上を図ります。

2 交通安全施設の整備（防犯・交通安全課）

- ①交通量や沿道の土地利用状況を考慮し、路面表示、カーブミラー、標識看板等の交通安全施設の整備を図ります。

●関連[No.21 道路交通体系の整備]

3 通学路等安全対策の推進（防犯・交通安全課）

- ①グリーンベルト*や標識看板の設置等により、児童生徒等が安心して利用できる安全な通学路等の環境整備に努めます。

●関連[No.21 道路交通体系の整備]

4 自転車利用者への意識啓発と自転車の利用環境の整備（防犯・交通安全課）

- ①自転車利用者の意識を啓発し、運転マナーの向上や自転車損害賠償保険の加入の促進に努めます。
- ②放置自転車の防止に努め、自転車をはじめとして、歩行者や自動車も互いに安心して通行できる環境の充実を図ります。

●関連[No.22 交通ネットワークの充実]

- ③駅周辺に自転車駐車を計画的に整備し、適切に維持管理を行います。また、民営自転車駐車の設置に対する支援に努めます。

*グリーンベルト：道路の路側帯を緑色にカラー化すること。通学児童を含む歩行者の通行位置を明確にするだけでなく、ドライバーに対して通学路であることを認識させる効果がある。

施策	No.46	市民生活の支援
	目的	安全・安心な市民生活の支援と市民ニーズを満たした葬祭事業を実施すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・電子商取引や電子決済の普及により、消費者をめぐる環境は変化しています。
- 2・消費生活相談件数は毎年増加しており、相談者に占める高齢者の割合が高くなっています。
- 3・消費者の安全確保のため、要援護高齢者等支援ネットワークと連携し、高齢者等の消費者被害防止の取り組みを行っています。
- 4・法律相談、登記相談、税務相談など、各種相談窓口を開設しています。
- 5・火葬件数の増加や葬儀の小規模化等のニーズに対応するため、平成29（2017）年4月、適正な火葬能力を有し、併せて小式場を整備した斎場の供用を開始しました。また、公園や河川等の周辺環境の整備も行っています。
- 6・川越市民聖苑やすらぎのさとは、開苑から約20年が経過し、建物および諸設備が老朽化してきています。

課題

- 1・社会状況の変化を把握し、相談体制の充実に努める必要があります。
- 2・国民生活センター、警察、地域コミュニティ活動を行う団体等と協力して、高齢者をはじめとした市民の消費者トラブルや被害を防止する取組が必要です。
- 3・葬祭業務について、一層の適切かつ効率的な運営に努めるとともに、川越市民聖苑やすらぎのさとの老朽化した設備等については計画的に修繕を行っていく必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 市民相談の充実（広聴課）

- ①社会状況の変化に伴い、複雑で多様化する相談内容に応じた相談窓口の充実を図ります。

2 消費生活支援体制の充実（広聴課）

- ①消費者トラブルに対応できる人材の確保および資質の向上に努めます。
- ②国民生活センターをはじめ、県、警察、川越市社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めます。また、相談業務の充実を図り、多様な消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ③学校、地域コミュニティ活動を行う団体、職場等を対象とした消費者講座、講演会等を行い、消費者教育を推進します。また、街頭キャンペーン等のさまざまな方法により、消費者意識の啓発に努めます。
- ④自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者トラブルの未然防止に努めます。●関連[No.5 高齢者福祉の推進]

3 葬祭事業の充実（斎場）

- ①川越市斎場および川越市民聖苑やすらぎのさについて、市民ニーズに適切に対応し、効率的な運営管理を図ります。
- ②川越市民聖苑やすらぎのさについて、経年劣化した設備等の計画的な修繕に努めます。